平成25年労第293号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による障害給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

(1)請求人は、A社に勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、自転車で出勤途中、普通乗用車と接触して負傷したことから、同日、B医院に受診し、「右第6、7肋骨骨折、腰椎・頚椎捻挫」と診断され、その後、治療の結果、同年〇月〇日治ゆした。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、残存する障害が労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級(以下「障害等級」という。)第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

(2) また、請求人は、平成〇年〇月〇日、出勤途上に自宅付近の路上で路面の段差に引っ掛かり転倒し、右下肢を負傷した(以下「本件負傷」という。)。請求人は、同日、C整形外科に受診し、「右足関節捻挫、右腓骨遠位端骨折」と診断され、治療を行い、同月〇日からB医院に転医し、治療の結果、平成〇年〇月〇日治ゆした。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、本件負傷による障害が障害等級第14級に該当すると認めたが、請求人には既に障害等級第14級に該当する障害が存していたことから、既存障害の加重には該当しないとして、これを支給しない旨の処分をし

た。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超え、加重に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 1 当審査会の事実の認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)請求人は、①本件負傷による右足関節の器質的損傷のため、機能障害が生じており、障害の程度は「局部にがん固な神経症状を残すもの」に該当すること、②右足関節の可動域は3/4以下に制限されており、その原因は疼痛ではなく、外果の癒合不全、靭帯の拘縮等器質的損傷により生じていること、③明らかな他覚的所見が存在していること等から障害等級第12級に相当すると主張する。
- (2) そこで、主治医等の意見書、X線画像等関係資料(以下「医証」という。) を踏まえ、請求人の障害の状態について検討する。

D医師は、意見書において、要旨、外果先端の骨折が遷延癒合したと述べた上で、①右足の神経症状の原因・程度については、神経症状ではなく、骨折部の瘢痕や靭帯の拘縮に起因する痛みと思う。最終的な疼痛の受容器が神経と理解すれば神経症状である疼痛の主因は、骨折部の癒合不全で外側靭帯が瘢痕化したためと思う。②右足関節の可動域制限の原因については、内反・底屈で痛みと拘縮のために可動域制限が生じることは理解される。他動的には無理をす

ると可動するが、疼痛を我慢しているということなので、自動可動域としては 計測のごとくと思われるなど述べている。

一方で、E医師は、意見書において、要旨、本件は、右足関節捻挫に伴う靭帯損傷が裂離骨折型として生じたものである。主治医によると、腓骨の靭帯付着部の裂離骨折部の癒合が完全ではないとされる。このため、同部位には局所的に疼痛が残存するものと認めると述べており、右足関節の可動域制限の原因は疼痛であることを示唆しているものと考えられる。

(3) 当審査会は、請求人提出の医証を子細に検討したほか、念のため、受傷当日から治ゆ日までのX線を読影したところであるが、E医師の意見のとおり、右腓骨遠位端骨折は右足関節捻挫に伴う靭帯損傷により生じた先端部の裂離骨折であり、また、治ゆ日である平成〇年〇月〇日のX線像では、骨癒合と判断され得る所見を示していることから、偽関節とも考え難い状態と判断する。

以上を総合すると、請求人が右足関節支持組織の器質的損傷による機能障害があると主張している点については認められず、また、右足関節の可動域の制限の原因は疼痛によるものと判断せざるを得ない。

よって、請求人の本件負傷により現存する障害については、「局部に神経症 状を残すもの」(障害等級第14級の9)に該当するものと判断する。

- (4) なお、請求人には、既存障害として「局部に神経症状を残すもの」(障害等級第14級の9)に該当する障害が認められるが、現存する障害の程度は、障害等級第14級であり、既存障害である障害等級第14級よりも重くないことから、加重には該当しないと判断する。
- 3 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害は障害等級第14級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。